

## 第三者評価結果の公表事項（児童自立支援施設）

社会福祉法人幼年保護会 横浜家庭学園 様

種別	児童自立支援施設
実施調査日	2014年2月3日・2月4日（1.5日間）
施設長名	井苺 献太
定員	24名
住所	240-0066 神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町 18-1
連絡先	045-331-5884

社会的養護関係施設第三者評価機関  
株式会社 R-CORPORATION

### 総評

#### ■ 概要

横浜家庭学園は社会福祉法人幼年保護会の経営で、児童福祉法に基づいた児童自立支援施設です。地理的には横浜市保土ヶ谷区釜台町の丘陵地南向きの高台に位置し、アクセスは、相鉄線和田町駅から徒歩10分程度のところにあります。横浜家庭学園の歴史は明治39年、創立者有馬四郎助が非行傾向にある少年や釈放者のための教育機関として財団法人幼年保護会を設立したところからスタートしています。財)幼年保護会は、「勤勉、独立、共同、正直、清潔」を5大主義と掲げ、併せて、キリスト教主義により毎朝礼拝を守り、その精神による躰の生活訓練を通じて、将来、健全なる家庭婦人足らしめることが学園の目標です。理念の文面には、「健全なる家庭婦人」という文体が用いてあり、法律の改変、施設の名称や場所、入所する子どもたちの抱える課題は変化していますが、有馬四郎助の基本的な方針は100年余経過した今日に於いても不変です。入所している子ども達は小学生1人を含む18歳未満の女子20名（小学生1人以外は中学、高校生）と18歳以上2名を含めた22名です。学園の自立支援方針は、①環境の調整②心身の強健と情操の陶冶③悪癖の矯正と除去、の3点で、これをキリスト教プロテスタント主義の精神による躰の生活訓練によって将来、健全なる家庭婦人とすることを目的としています。内容は生活指導（家族舎で基本的な生活習慣を身に付ける）、学科指導（習熟度授業など行い高校卒業程度の認定をめざす）、作業指導（職業意欲の高揚）、特別指導（キリスト教教育、スポーツ、自治活動、調理教室）を行うことにより、退園後の進路（生活する場所、進学、就職など）に耐え得る人間形成を目指しています。

#### ■ 特に評価が高い点

1. 横浜家庭学園の素晴らしいところは、キリスト教プロテスタント主義の精神を根幹に置いている点にあります。宗教について種々の見方はあると思いますが、現代社会に欠けているものは心の寄り所が無いことが大きいと思います。特に、様々な環境の中での心の旅路を小さい子どもの頃から彷徨って来た子ども達にとって、支えとなるものが必要と思います。不規則な生活から、朝の礼拝に向けた準備（掃除、整容、体操、朝食）、朝の礼拝とその後の授業、余暇の後、家族舎での礼拝、就寝に至る、横浜家庭学園の規則正しい生活が必ずや、一人一人の形成と共に、心の旅路の目的地へと導いてくれるものです。

2. 横浜家庭学園では職員は同じキャンパスの中の職員宿舎に住み、24時間共に生活し、園長先生のご家族も同じ敷地内に住んで生活しています。子ども達の推し量れない心の深みと感性を汲み、園長先生も、職員も子ども達も皆、同じ所に住み、一緒に生活していることが、子ども達の気持ちの安心感となり、心の安定感と共に心を開く大きなファクターになっています。職員の献身的な奉仕は、横浜家庭学園の子ども達のもう1つの心の寄り所となっていることは確かです。あなた自身の存在を認め、あなたがあなたであることを理解し、あなたを大切にしています、という心の寄り添いと共に、社会へ自立する為の厳しさ等、生活を通して教えると共に家族的な温かさを持ちながら、子ども達の将来に期待し、職員達は愛情を持って子ども達を支えています。

### ■改善が求められる点

評価調査の中で処遇会議に参加させてもらい、一つ一つを真剣に、子どもの立場に立ちながら、振り返りと確認、討議が行われていました。その根幹は、自分の子どもに対する家族会議のような職員の愛情を感じずにはいられませんでした。職員は、園長先生を始めとして、24時間、365日、子ども達と共に過ごし、子ども達の成長や変貌が生きがいと云え、日々の支援に誠心誠意当たられている中、職員のレスパイトケアについて、更なる視点を変えて活用してはいかがかと思います。子ども達も職員の「当たり前」を客観的に見る機会となり、主体的に生活ができるようになる等、「利用者」の視点でのメリットも考えて見る必要があるのではないかと考えます。

## 第三者評価結果（児童養護）

1. 養育・支援		第三者評価結果
(1) 養育・支援の基本		
①	子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	A
②	子どものニーズをみとらすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	A
③	集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	A
④	発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	A
⑤	多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	B
⑥	子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	A

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

横浜家庭学園では自らの生活も学園内にある中で、生活者としての言葉がけ等を心掛けています。家族舎担当・学科担当・心理担当・ケース担当・スポーツ監督・日記など、様々な立場や方法で子どもと関わることによって、子どもの状態をより深く知り、職員間で共有することができています。子どもが発する様々なサインを正確に受け取るよう、子どもの心身の動きに全職員は常にアンテナを張って支援しています。職員は、「このルールは何のためにあるか」を子ども達に説明することができます。また、職員は、一緒に生活をしているということで、子ども達のは理解できている思い込みや、勤続年数に甘んじず、子どもばかりでなく若い職員に対しても、自身の行動が模範になるよう心掛け、常に思いを新たにして指導に当たり、子ども達との信頼関係の構築が最重要であるという認識のもと、職員は処遇にあたっています。子ども個人や集団の状況により、様々な立場の職員が連携を図りながら柔軟に関わり、家族舎・学科・スポーツ等を通して、健全な母集団作りを目指しています。子どもに身に付けて欲しい習慣や生活様式が、ともすると、子ども達にとって「学園だからやらなければいけない事」という認識になってしまうことが見られるので、充分留意して指導に当たるよう心がけています。園外環境整備や、自治会での清掃活動、園でのボランティア等は積極的に取り組み、芸術教科の充実に関しては、子ども達に「本物」が触れられるよう努めています。入園後における本人が起こした問題については、きちんとその事に向き合う時間と取り組みを行っています。

(2) 食生活		第三者評価結果
①	団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	A
②	子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	A
③	自立に向けた食育への支援を行っている。	A
(3) 衣生活		第三者評価結果
①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	B
(4) 住生活		第三者評価結果
①	居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	B

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

食生活については、定期的に食事の調査を行い、在籍児童の嗜好を把握するようにしています。食堂に献立表と共に、マナー・旬の食材・栄養や食品に関するコラムなどを掲示して食への啓蒙に取り組んでいます。食事の座席では、児童の間に職員が座り、楽しい会話と食事ができるよう雰囲気作りに努めています。昼食時、職員との楽しい語らいは、食材の話からマナーに止まらず、子どもの興味、質問への回答にまで及んでいます。メニューは変化に富み、食材の質、種類の多さ、盛り付け等の美しさなど、女子生徒が楽しめる工夫もされています。利用者アンケートでも「食事が楽しみで、美味しい」という声も多く挙がっていました。また、外国の珍しい料理なども園の食事を通して学ぶことも多いと思います。家族舎においては自由におやつ作りが

できます。毎週、調理の先生を迎え、全員で夕食を作る調理教室を実施しており、園での特色にもなっています。自立時期に近づいている児童に対しては、お弁当を作る習慣の支援をしています。衣生活については、制服、体操着、私服などの衣類があり、衣替えも行っています。破れやほつれを修繕するよう、職員は子どもに対して声掛けを行っています。住生活については、家族舎内には一般家庭と同じように設備が施され、全ての家族舎にテレビが設置され、DVD を見る機会を定期的に設けています。扇風機、暖房器具が設置され、快適な環境を保障し、子ども一人ひとりに身上棚が用意されています。

(5) 健康と安全		第三者評価結果
①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	A
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	B
(6) 性に関する教育		第三者評価結果
①	子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	B

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

健康と安全については、身だしなみを整えるための道具がそれぞれに提供され、職員は身だしなみの声掛けをしています。定期的に寝具の日光消毒、職員による理美容、家族舎内に軽いケガや疾病に対応できる薬や道具の設置などが為されています。特に、女子職員が細やかに子ども達の身の回りの事に気を配り、言葉を掛けている姿を見かけます。女性職員が寮（家族舎）を持ち、母親、お姉さんの役割として子ども達を包容力を持って見守り、相談役となり、子ども達の力となって尽力しています。男性職員は集団を纏める役割を果しています。定期的に健康診断を実施し、ほとんどの子どもが薬手帳を保持しています。園内に診療所があり、健康管理を行っています。性に関する教育については、学科中の保健の授業で行っていますが、園内における性教育の在り方については今後、検討して行く必要があると考えています。

(7) 行動上の問題に対する対応		第三者評価結果
①	子どもが暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	A
②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	A
③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	A
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	B

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

毎朝、職員の打ち合わせを行い、子どもの問題行動についての情報共有を図り、対応策や原因等についての話し合いを行っています。問題行動は子どもの必要なサインと捉え、訴えたい事の原因を理解し、職員で情報を共有し、専門機関とも情報を交換しながら生活環境への対応に当たっています。職員と子どもが生活を共にしていく中で、人の持つ権利や他者との関係を意識するような働きかけに努め、様子を見ていくことが特に必要と考えられる子どもについての情報は、職員間で共有し、個別に対応するケースもあります。ケースは、記録を残し、多様であり、対応マニュアルは完全には完成していませんが、職員の打ち合わせの中で対応を決定し、職員に周知を図っています。職員間の情報の共有については、パソコンの中のドロップボックスに落とし込んであるので、会議は状況を把握した状態からスタート出来るようになっていきます。処遇については、「説明ができる処遇を行なう」体制ができています。被虐待児の心理的ケアの対応は心理士が支援しています。心理士は牧師であり、園全体の中のその児であるという側面から捉え、日常、問題を抱えている子どもとその都度、時間を取り、面談を行っています。心理士は、宗教はキリスト教に限らず「心の休まる寄り所を持つこと」を大切に子どもに伝えています。

(9) 主体性、自律性を尊重した日常生活

第三者評価結果

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ① | 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。   | A |
| ② | 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。 | B |

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

夏祭りなどの行事を実行委員として立候補した子どもが企画・運営しています。企画させてやらせるからには、やって良かったと思える気持ちを持つ努力を大切にし、その結果の達成感を味わってもらえるように仕向けています。ちょうど、山登りが、途中はきついが、頂上に登った時の達成感と同じです。日課と余暇のバランスは現在がベストであると言い切れず、常に検討していく必要があります。自由時間の過ごし方について強制はされてはいませんが、余暇活動の内容の選択肢はもっと考慮して行きたいと思っています。生活技術の習得では特に経済観念・金銭感覚を身に付けることが重要で、お小遣いの使い方、金銭管理を指導しています。子どもたち一人一人に対して半月毎に訓練費が支給されています。訓練費の使途については、子どもたちが自分で出納帳を記入し、残金等の計算も行っています。退所段階にある子どもには、必要に応じて園外でのボランティアやアルバイトを行わせる場合もあります。調理教室での調理や家族舎において洗濯物を畳むなどの経験を通じて、子どもたちが生活技術を習得できるよう支援しています。

(10) 学習支援、進路支援、作業支援等

第三者評価結果

- |   |   |   |
|---|---|---|
| ① | 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。              | A |
| ② | 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。              | A |
| ③ | 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。 | A |
| ④ | 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。           | A |

	⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	A
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>学習権を保証し、子どもの意欲を引き出すことは、横浜家庭学園の目的の1つです。学園内に文部科学省が定めるところの公の教育の導入は出来ていないので、所属していた中学校に籍を置き、在籍校に出欠を送り、在籍の学校で卒業証書を頂いています。中学卒業後も、本人に課題が残っている場合は、施設入所の継続が可能であり、その場合は、高校学校卒業程度認定試験（旧大検）の取得を目標にしています。数学や英語では、定期的にクラスを分けて試験を実施し、レベルに合った進み方を考慮しています。英語検定や漢字検定等、資格取得に向けての支援や、奨学金・新聞奨学金・夜間学校等、進路において不可欠な経済援助も説明して支援しています。ボランティアからアルバイトに向けては、園内での段階など線引きが設定され、得た知識を現場等で実施して学ぶ実習へとつなげています。スポーツや作業においては、分かりやすい目標タイムや作業場所を提供するようにしています。子ども達は作業の時間を楽しみにしている様子で、表情も柔らかく、作物を育てることを楽しみ、責任を持って水やり等きちんとしています。スポーツは必須科目とし、技能科目は専門講師にお願いしています。子どもとの何気ない会話の中にも、スポーツに対する熱い思いと、目標を持って頑張る姿勢が感じられます。利用者アンケートでも、頑張っている自分が凄いと自己研鑽している姿が見えました。子どもにとってスポーツは特別のものであるらしく、目標を達成し、生涯忘れないであろう体験をし、多くの事を学んでいます。職員は、スポーツや文化活動での優れた能力は大切に、伸ばしてあげたいと考えています。特にスポーツは身体能力と併せて忍耐力、責任感、協調性、達成感、ルールを守る事が学べます。文化活動は情緒を育て、個々の興味を広げ、余暇の過ごし方を学びます。横浜家庭学園ソフトボール部は、選手も応援者もプライドを持って取り組んでいます。</p>		

(11) 継続性とアフターケア	第三者評価結果	
①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	B
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	B
③	子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	B
(12) 通所による支援	第三者評価結果	
①	地域の子どもの通所による支援を行っている。	評価外
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>退所前・後は、園内及び、関係機関と協議を重ねた上で判断するようにしています。措置の変更（退所）、新しい受入先については、子どもが新しい生活をスムーズにスタート出来るよう十分に配慮し、子どもの特性を理解してもらえぬ為の情報の共有化を大切にしています。退所後は、手紙や電話対応・来園などに対し柔軟に対応しています。アフターケア専用の窓口は設置していませんが、職員が同敷地内に在住しているので、常時、電話対応は可能で</p>		

す。退所後に子どもから S. O. S があった場合のケアは対応しています。家庭復帰については、家庭訪問を行ない、帰宅訓練をして復帰への段階を踏みますが、家庭にその児の居場所があるのか、親の虐待の程度、引き取る意思の有無等に加え、子どもが家庭に求めているものが中々噛み合わず、家族再統合に至らない例も現状としてあります。独立の面では、寮を持つ就職先が希薄になってきている状況もあり、厳しい現状があります。これらを思い回り、横浜家庭学園では、20歳を過ぎても卒園した子ども達が、学園内に住める家が持てるよう今後、検討していきたいと考えています。現在は、来園した際は、自立訓練室を使用し、一時的な宿泊も可能としています。様々な現象を捉え、施設退所者が集まる機会は設けていません。

2. 家族への支援		
(1) 家族とのつながり		第三者評価結果
①	児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	B
②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	B
(2) 家族に対する支援		第三者評価結果
①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	A
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
子どもと家族との関係調整は、FSW（ファミリーソーシャルワーカー）がファミリーソーシャルワーク機能に沿って、児童相談所と連携しながら、家族からの相談に応じる体制を構築し、月に一度の親子面会を実施しています。親からの電話対応も受けています。児童相談所と連携をとりながら親子関係修復に向けてのカンファレンス等も実施しています。親子関係修復に向けて、子どもに帰宅訓練の機会を設け、児童相談所と相談の上、子どもの帰宅訓練などの家族支援等を策定し、実施しています。帰宅訓練では家庭に職員が訪問し、親子関係の修復の支援に取り組んでいます。また、適宜、児童相談所の福祉司と、心理判定員、施設職員でのケースカンファレンスを実施しています。		

3. 自立支援計画、記録		
(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者評価結果
①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	A
②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	A
③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	A
(2) 子どもの支援に関する適切な記録		第三者評価結果

①	子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	A
②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	A
③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	A

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

アセスメントでは子どもの心身の状況、生活状況、支援上のニーズなどを中心に実施しています。特に、子どもの支援上のニーズに関するアセスメントが基本となっています。それ以外では児童相談所との話し合い、子ども本人の面接、生活状況、保護者の家庭環境、非行性等についてアセスメントしています。約3か月に一度、学園内のケースカンファレンスやケースワーカーも参加する児童のカンファレンスを開き、自立支援計画はアセスメントの結果を反映し、全職員で共有し、目標の達成に向けて取り組んでいます。自立支援計画は、園長の全体統括、各担当による役割分担、学園の特性などを加味し、医療メンタル面を加えて策定する体制を整え、園内のケースカンファレンスで支援方針を定め、最終的に児童相談所と話し合い自立支援計画を策定しています。自立支援計画書に関する資料は、共有ソフト (dropbox) を使って全職員で共有できる仕組みになっています。毎朝、職員の打ち合わせをして情報共有を行ない、また、毎週行われる全体の職員会議で自立支援計画の見直しや、必要に応じては勉強会を開いています。

4. 権利擁護		
(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者評価結果
①	子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	A
②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	A
③	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	A
④	特別プログラムなど子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	A
⑤	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	A
⑥	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	A
(2) 子どもの意向や主体性への配慮		第三者評価結果
①	子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行っている。	A



	②	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	A
	③	施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	A

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

職員は、子どもを尊重した理念の下、支援を行っています。園外での研修への参加や、園内で新人研修を行う等、措置児童への虐待防止や権利擁護についての取り組みを行っています。自立支援計画表の中に、福祉司の意向を記入する欄を設け、担当福祉司と連携をとっています。段階に応じた目標設定を行い、それを月例評価時に全職員で共有しています。児童とケース担当が話をし、一ヶ月の振り返りや目標設定を行うなど、評価方法・目標設定等の改善も行っています。家族舎では、子どもが安心できる雰囲気や居場所であるように努め、卒のある生活の中で家族舎掃除や係など、みんなが気持ちよく生活する為の取り組みを職員も一緒に行っています。手帳の取得や、各検査結果等の伝え方の説明は、福祉司・心理士と打ち合わせを行なった上で丁寧に行い、本人の理解度も確認しています。必要に応じて、児童が入所前にいた施設等を訪問し、成育歴の振り返りを行っています。特別日課を行う際には、事前に職員会議で打ち合わせ、また、実施期間中、実施終了後にも、職員間で話し合いの場を設け、改善・反省等を行っています。見学者の来園や、家族舎・居室へ入る場合には、事前に子ども達にも伝えて配慮しています。入所説明では、施設がキリスト教の施設であることや、日課の中に朝夕の礼拝をすること等を保護者・本人に説明し、了解した上で入所しています。子ども達に、短期目標を毎月設定することで、課題の改善に具体的に取り組んでいます。例えば、各スポーツ種目でキャプテン・副キャプテンの立場を設け、行事では実行委員の立場を設け、役割を設定しています。成果として、練習メニューや活動内容を話し合っ決めて決める事や主体性、他者への配慮等につなげています。入園前は子どもと何度か面談を行い、その中で質問等には何でも答えるように配慮し、一律的な話の仕方を重視することなく、個々に応じた話の進め方・伝え方を工夫し、自己決定できるように働きかけています。

(3) 入所時の説明等		第三者評価結果	
	①	子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	A
	②	入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A
(4) 権利についての説明		第三者評価結果	
	①	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	A
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		第三者評価結果	
	①	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	A
	②	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	A

	③	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	A
(6) 被措置児童等虐待対応			第三者評価結果
	①	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	A
	②	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	A
	③	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	B
(7) 他者の尊重			第三者評価結果
	①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	A

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

横浜家庭学園を紹介するパンフレットを整備し、視覚でイメージできる写真やふりがな表記を用い、カラー出版にして子どもにわかりやすい資料を作成しています。入所に関しては、本人が納得している状態にする為に、学園に入所することに対する動機づけをしっかりと行うようにしています。学園生活については、園内で問題が起こった場合は、当該児童と職員との間で意思の誤解がないかを調べ、探るよう努めています。また、お互いの間に間違った理解があるようであれば、介入を図るなど工夫をし、心に絡んだ紐をとるようにしています。職員は、生活全般の中で、複数の大人が様々な場面・立場で子どもと共に過ごし、子どもが自分の意見・気持ちを十分に表明できるような関係作りができるよう取り組んでいます。心理やケース担当の職員は、定期的な時間枠の中で子どもの意見を聞くように努め、学年や寮の担当を始めとして全ての職員が日々の子どもの様子を気に留め、必要に応じて話を聴いています。また、子どもから要請があった場合は、全ての職員が子どもの相談に乗り、苦情については、苦情解決委員会、園長、主任に速やかに報告できる体制を整えています。また、毎朝の職員打ち合わせの中で、対応の検討を可能とし、様々な事柄について職員全体で共有及び検討しています。結果は必要に応じて子どもにも説明しています。目に見えない着眼点が多く、職員-子どもはもとより、様々な年齢立場にある子ども同士が、密な関係性の中で共に生活をしている学園では、このような心遣いを学ぶのに適した環境です。それと共に、このような心遣いは生活・学科・スポーツなど学園の日課全体の中で最も学んで欲しいと考えています。

## 5. 事故防止と安全対策

			第三者評価結果
	①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	B
	②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	A
	③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	B

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

リスクにおける種別ごとの担当は置かず、園長、主任へ直接相談する体制としています。不審者侵入などは、寮の施錠、本館の施錠を徹底しています。災害対策については、職員が消防団に参加し、また、防災担当を設置して訓練を行っています。危険物は基本的に施錠して保管しています。新人職員に対し、事故防止に対する研修を行っています。

6. 関係機関連携・地域支援		
(1) 関係機関等の連携		第三者評価結果
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	A
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	A
(2) 地域との交流		第三者評価結果
①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	B
②	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	B
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	A
(3) 地域支援		第三者評価結果
①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	B
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	B

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

個人の児童記録に社会資源との連携について添付しています。児童相談所、鑑別所、児童自立支援施設それぞれ連絡会を行ってカンファレンスを積極的に行っています。学園での行事(感謝祭等)に積極的に学校の先生や地域住民の方も招待しています。地域とは、地域へのボランティア、清掃等で交流を持ち、地域の体育指導員を中心に、支援してもらっています。また、BBS(ボランティアサークル)による学習支援など、積極的にボランティアを受け入れています。地域の具体的な福祉ニーズについては、業務連絡会を通して、児童相談所等と連携して把握し、取り組んでいます。主任児童委員が月1回訪問してくれています。地域支援では自治会への参加、ボランティア、広報などを通して、学園からの発信を行ない、活動、企画について適切なものに関しては、実行委員会などを設置して児童意向の反映に努めています。

## 7. 職員の資質向上

		第三者評価結果
①	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	B
④	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	A

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

家庭学園修養要綱などに代表される職員としての意識規範は存在していますが、基本方針への組み込みはもっと工夫が必要だと感じています。資格については、教員免許も踏まえて福祉系資格などの職員の研鑽を奨励すべきではないかと考えています。体系的な研修は実施していますが、体制はもう少し固める必要があります。職員研修では自己研修制度を設け、関児協・武蔵野等主催の研修に必要なに応じて参加をしています。新人研修については、他施設の職員との交流、横のつながりを大切にして進め、今後、施設内研修の充実を図って行きます。研修受講後は、復命書（研修報告書）などで報告を行い、ドロップボックスで職員が自由に見ることができるようシステムを整えています。中堅職員、主任職員、園長が重層的にスーパーバイズをする体制があります。岸川風呂同期会、51年会等、インフォーマルな勉強の場が散見されます。外部からの精神科医を招いて職員のスーパーバイズを実施することもあります。

## 8. 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		第三者評価結果
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	B
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	B
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	B
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	A

(2) 中・長期的なビジョンと計画的な策定		第三者評価結果
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	B
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	A
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	A
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	A

	⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	A
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>基本理念は、①環境の調整、②心身の強権と情操の陶冶、③悪癖の矯正と除去、であり、基本方針は、指導精神として、「創立以来一貫してキリスト教プロテスタント主義によるものであり、その精神による躰の生活訓練を通じ、諸欠陥を除去し、将来健全なる家庭婦人とならしめる事が、当園の目的である」です。基本理念について職員に周知し、その理念をきちんと理解・共有し、生活に実践することを課題として取り組んでいます。基本方針を明文化し、事業計画へ繋げています。家庭学園のしおりには、基本理念について子どもにも分かり易いように説明を記載し、理解できるように工夫しています。中・長期計画を受けて、支援内容を策定し、組織・職員体制については、各年度の事業計画に記載し、設備・人材育成等は、主任会議・戦略会議にて話し合い、必要に応じて補充改修等を実施しています。理事会において実施状況の説明と必要な修正を図っています。事業計画の中の、地域活動、文化活動については、子ども等の意見を聞き、評価することもあります。</p>		

(3) 施設長の責任とリーダーシップ		第三者評価結果
①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	A
②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	B
③	施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	A
④	施設長は、施設の経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	A
(4) 経営状況の把握		第三者評価結果
①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	B
②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	B
③	外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	A

<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p>		
<p>園長は、戦略会議、理事会に参加し、施設の経営や業務の効率化と改善を評価・見直しを行っています。有事の際は、情報が園長に集中することで責任の明確化と、指示指導の下、職員の行動へのリーダーシップを発揮しています。研修等に参加し、専門性の向上に努めています。月例評価、カンファレンス、職員会議、給食会議、戦略会議等を主催し、組織をリードし、指導力を発揮しています。園長は、自立支援専門員としての実績を踏まえ、職員の相談・指導に当たると共に、自らも子どもたち・家族舎・児童相談所等に関わりを持ち、活動しています。経営の効率化、改善のため具体的体制を構築し、その活動、役割に参加（授業、スポーツ、日直等）しています。県の福社会議の調査検討委員会に参画し、データの分析を行い把握し、また、業務連絡会を通じて、児童相談所および関係機関と共に分析を行い、改善に取り組んでいます。今年度は外部監査を行うと共に、外部監査を定期的に実施していくことにしています。</p>		

(5) 人事管理の体制整備		第三者評価結果
①	施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	B
②	客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	B
③	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	B
④	職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	B
(6) 実習生の受入れ		第三者評価結果
①	実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	B
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>各種加算職員配置の為、人員体制の充実に努め、心理療法担当者も積極的に児童と面談を行い、生活指導職員との連携支援にも取り組んでいます。人事院勧告に従って、昇給・昇格に関する、給与を下げない給与表を作成し、また、横浜家庭学園に沿った人事考課表も検討し、職員の要望等を吸い上げ、取り組んでいく予定です。職員の有給消化や疾病状況について把握し、健康管理に留意し、職員の退職共済等への加入を積極的にすすめています。また、隣接している関連の若葉診療所において個別に健康面の相談や、健康診断ができます。月1回、精神科医が来園し、職員と話す機会を設け、メンタルケアを行っています。実習受け入れの際は、担当が事前に面接する等、丁寧に行っています。横浜家庭学園での実習は、子ども達と一緒に生活して実施しており、種別のプログラムは特別な用意はなく、希望があれば、検討の上、個別にプログラムを提示しています。実習生に対する子ども達の対応では、日常では見えない子どもの特性が見え、新たな発見があることもあり、実習生にも、子どもにも相互に有益な体験になっています。</p>		
(7) 標準的な実施方法の確立		第三者評価結果
①	支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	A
②	標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	A
(8) 評価と改善の取組		第三者評価結果
①	施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	A
②	評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	B
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>月例評価票を基準とし、毎月の月例会議、職員会議で検討しています。段階に応じてケースカンファレンス等を行っています。個別に時間を設け、月例</p>		

評価、進路を含め、話し合いを行っています。評価は、年間反省会を設けて検討し、課題に対しての取り組みは、評価だけではなく、反省会を通して取り組んでいます。

### 第三者評価結果に対する施設のコメント

#### ■評価に取り組んだ感想

施設名：社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園

園長名：井荻献太

調査項目に対して、訪問調査の時間があまりにも短いと感じました。第三者評価を受ける側として、それぞれの項目に対してなるべく分かりやすく説明し、適正な評価が受けられるよう準備はしてきたのですが、説明しきれない部分も多くありました。評価機関側も少ない時間の中で、自己評価分析・利用者聞き取り・職員面接・施設見学等慌ただしいスケジュールの中、一つ一つ丁寧に話を聞いて下さりありがたかったのと同時に大変であったと思います。三年に一度の受審が義務づけられているのであれば、そのたび毎に重点項目を双方で取り決めて、集中的に行う等の対応を考えることが評価機関と施設双方にとって有益な評価になると感じました。

また、事前に行う自己評価についても、設問及び評価項目内の着眼点の多さを感じました。自己評価を職員一人一人が真剣に行うことによって、日常業務に支障を来すことも考えられ、施設として評価方法の効率化の工夫が必要であると感じました。

#### ■評価後に取り組んだ事

施設名：社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園

園長名：井荻献太

評価項目1（養育・支援）の（9）「主体性を尊重した日常生活」の指摘事項「日課と余暇のバランスは現在がベストであり、常に検討していく必要があります。自由時間の過ごし方について強制はされてはいませんが、余暇活動の内容の選択肢は考慮していく」という点を踏まえ、26年度より日曜日の日課の見直しに取り組んでいます。従来のスポーツ指導中心の日課から、児童が自ら受けたい講座を選び、自分の新たな興味や可能性を発見する「自己発見講座」を開設しました。4名の職員・学科講師が自分が子どもたちに伝えたい4講座（ドラム・ボランティア体験・英語検定対策・ターンテーブル）を日曜日毎に1講座ずつ開き、受講を希望する子どもたちと午後の3時間半それに打ち込むというカリキュラムです。この立ち上げたばかりのカリキュラムを、職員と子どもたちで発展させ、メリハリのある生活が出来るようにしていくことが出来ればと考えています。